契　約　書（案）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構　契約担当役　末岡　隆則（以下「甲」という）と　　（以下「乙」という）とは、医薬品製造業者の外国工場（ベルギー・オーストリア）への立入調査の実施における通訳業務の委託（以下「業務」という）について下記条項により契約を締結する。

記

（信義誠実の原則）
第１条　甲および乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）
第２条　乙は、別添仕様書に基づき、業務を行い、甲は乙にその対価を払うものとする。

（契約金額）
第３条　契約金額は、次の各号のとおりとする。
（１）別添仕様書に定める通訳料
　一時間あたり　金　　円（うち消費税及び地方消費税額　金　　円）
（２）別添仕様書に定める通訳機器・通訳者の旅費等の経費
　金　　円（うち消費税及び地方消費税額　金　　円）
２　通訳者の拘束時間が８時間を超える場合は、前項第１号の通訳料に１００分の１２５を乗じた額を一時間あたりの延長通訳料とする。
３　第１項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、契約金額に１０８分の８を乗じて得た額である。

（契約保証金）
第４条　この契約の保証金は、免除する。

（契約期間及び実施場所）
第５条　この契約の契約期間及び実施場所は次のとおりとする。
　契約期間　　契約を締結した日から平成３０年１０月３１日
　実施場所　　独立行政法人医薬品医療機器総合機構が指定する場所

（費用負担）
第６条　この契約書に定めるものを除き、乙がこの契約を履行するうえで要する一切の費用は、乙の負担とする。

（監督）
第７条　甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

（納入・検査・検収）
第８条　乙は、甲に対し、仕様書に定める期日までに所定の成果物を検収依頼書と共に納入する。
２　甲は、前項に定める納入後１０日以内に検査を行うものとする。
３　検査不合格となった場合、甲は直ちに乙に通知し、乙は速やかに修補を行う。なお、修補の際に発生した費用は乙の負担とする。また、修補後の再検査についても前項と同様とする。
４　納入は、甲が第２項に定める検査に合格したと認めたときに完了とする。
５　契約期間終了後１０日以内に検査が完了しなかった場合は、甲乙協議のうえ解決するものとする。

（発生した著作権等の帰属）
第９条　業務によって甲が乙に委託して制作した成果物及び成果物制作のために作成された著作物の著作権及び所有権等は、著作権法第２１条ないし第２８条に規定される権利を含めて書面による別段の定めのない限りは、甲に帰属する。

（契約金額の請求）
第１０条　乙は、第８条第２項に定める検査に合格した完了後、第３条第１項各号及び第２項に定める額により支払請求書を作成する。
２　乙は、第３条第１項１号及び第２項に定める金額を請求する際は、その内訳も併せて作成する。

（契約金額の支払）
第１１条　甲は、前条の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から３０日以内に支払わなければならない。

（遅延利息）
第１２条　甲は、自己の責に帰すべき事由により、前条の期間内に対価を支払わないときは、支払金額に対して年２．７パーセントの割合で計算した金額を遅滞利息として乙に支払うものとする。

（危険負担）
第１３条　乙は、天災その他不可抗力又は乙の責めに帰しえない事由により納入に支障が発生した場合であっても、自己の負担により納入しなければならない。

（瑕疵担保）
第１４条　甲は、納入された成果物について、納入後１年以内に瑕疵を発見したときは、直ちに乙に期限を限定してその瑕疵を修補させ、又は損害賠償金として甲が決定した額を請求することができる。
２　前項において乙が負う責任は、第８条の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
３　甲は、第１項で定める期間において、成果物に瑕疵があるとの疑いを有した場合、乙に対して直ちにその旨を開示し、乙は、自己の費用でこれを調査し、速やかにその結果を報告しなければならない。

（権利義務の譲渡等）
第１５条　乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約によって生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、若しくは担保に供してはならない。ただし、売掛債権担保融資制度に基づき融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の４に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合は、この限りではない。
２　乙は、前項ただし書の規定による債権譲渡をすることになったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（契約の委託の禁止）
第１６条　乙は、本契約の全部を第三者に委託させてはならない。
２　乙は、本契約の一部を第三者に委託する場合には、甲に次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。
（１）委託する相手方の商号又は名称及び住所
（２）委託する相手方の業務の範囲
（３）委託を行う合理的理由
（４）委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
（５）委託に要する費用
（６）その他必要と認められる事項
３　乙は、本業務の一部を第三者に委託する場合、 当該再委託先に対し、本契約に基づき乙が甲に対して負担するものと同一の義務を負わせるものとし、当該再委託先に関する全ての責任を追うものとする。

（秘密の保持）
第１７条　乙は、この契約によって知り得た内容を本契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

（契約の解除）
第１８条　甲は、いつでも自己の都合により、この契約を解除することができる。
２ 甲は、乙が次に掲げる事項の一に該当するときは、この契約を直ちに 解除することが

できる。この場合、甲は、契約金額の１００分の１０に相当する金額を、違約金として乙から徴収することができる。

（１）支払い停止又は支払い不能となったとき。

（２）手形又は小切手が不渡りとなったとき。

（３）差押え、仮差押え若しくは仮処分があったとき又は競売の申立があったとき。

（４）破産、会社更生又は民事再生の手続開始申立があったとき。

（５）解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。

（６）前各号のほか、乙が本業務を遂行する見込みがないと認められるとき。ただし、乙の責に帰する事由がない場合は、その限りではない。

（７）乙がこの契約の解除を請求したとき。

（８）本契約に関し、乙若しくはその代理人又は使用人等が甲の職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があったとき。

（９）前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後１４日以内にこれを是正しないたとき。ただし、重大な違反の場合には、甲は催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。

３ 前項の規定は、甲が乙に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

（損害賠償）

第１９条　甲及び乙は、本契約の違反により損害が生じたときは、その損害につき賠償責任を負うものとする。

２　甲は、前条第２項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

３　乙は、前条第１項の規定による契約の解除のため損害を生じたときは、甲の意思表示があった日より１０日以内に、甲に損害賠償を請求することができる。この場合、甲は、乙との協議の上、双方が合意した損害額を、乙に対して支払うものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第２０条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の２第１８項若しくは第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（２）乙又は乙の代理人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の２第１８項又は第２

１項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第２１条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の金額）の１００分の１０に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（３）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）乙又は乙の代理人が刑法第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第２２条　乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団等反社会的勢力の排除）

第２３条　乙は、甲に対し、本件契約時において、乙（乙が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）に該当しないことを確約する。

２　乙は、甲が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

（暴力団等反社会的勢力の排除による解除等）

第２４条　甲は、乙が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本件契約を解除することができる。

２　甲が、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

３ 第１項の規定により甲が本契約を解除した場合には、乙は甲に対し違約金を払う。

（紛争等の解決方法）
第２５条　この契約条項又はこの契約の定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

（裁判管轄）
第２６条　この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

この契約締結の証として本書２通を作成し、双方記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲　　東京都千代田区霞が関３－３－２　新霞が関ビル
独立行政法人医薬品医療機器総合機構
契約担当役　　末　岡　隆　則

乙